**平成２１年（フ）第１６８６号**
北海道北広島市大曲南ヶ丘１丁目11番地２
三井アパート106号
債務者　遠藤　徳仁
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第１６８７号**
北海道北広島市大曲南ヶ丘１丁目11番地２
三井アパート106号
債務者　遠藤　典子（旧姓岸田）
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第１７１０号**
札幌市豊平区中の島２条３丁目１番11号　レオパレス21中の島第７―102号
債務者　渡邊　輝彦
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第１７５３号**
札幌市白石区川下３条７丁目１番５号　レジデンス雅202号
債務者　十河　敦史
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第１７５９号**
北海道石狩市親船東１条２丁目81番地
債務者　名原　昇一
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第１７６０号**
北海道石狩市親船東１条２丁目81番地
債務者　名原　葉子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第１７７０号**
札幌市厚別区厚別中央５条４丁目１番５―105号
債務者　中村香保里（旧姓江本）
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第１８３６号**
札幌市白石区菊水上町２条２丁目46番地１
ベルーガいずみ公園前101号
債務者　三浦　　昇
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第１８６６号**
北海道千歳市長都駅前４丁目５番14号
債務者　斎藤　昌子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第２０３号**
群馬県藤岡市藤岡752番地２　北の原ハイツⅡB201
債務者　岩本　修二
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２１年（フ）第２８４号**
埼玉県坂戸市山田町10番63号　コスモハイツ坂戸102号室
債務者　相沢　直正
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２１年（フ）第３０９号**
埼玉県比企郡川島町大字正直594番地
債務者　利根川　綾（旧姓大滝）
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２１年（フ）第３４３号**
神奈川県厚木市温水2038番地９　グリーンパーク厚木103
債務者　南　美枝子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２１年（フ）第３６４号**
神奈川県足柄下郡箱根町塔ノ沢83番地　一の湯躍進寮601号室、住民票上の住所神奈川県秦野市千村３丁目17番２―108号
債務者　辻村　　誠
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２１年（フ）第３９７号**
神奈川県小田原市風祭872番地の２
債務者　平原　孝恭
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２１年（フ）第９７号**
岐阜県多治見市池田町２丁目73番地　丸勝アパート６号
債務者　渡邉　郁夫
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２１年（フ）第９９号**
岐阜県中津川市中津川2382番地の３　リバティーハウスアイギ2112
債務者　斉藤　育子（旧姓幸脇）
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
岐阜地方裁判所多治見支部